

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7—1309

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7—25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
4 4 級	(1) 総括主査又は主査の職務 ア 総括主査の職務 (0-1)～(12-3) (略) (12-4)・(12-5) (略) イ 主査の職務 (0-5)～(11-6) (略) (12-6)・(12-7) (略) (12-8)・(12-9) (略)	4 4 級	(1) 総括主査又は主査の職務 ア 総括主査の職務 (0-1)～(12-3) (略) (12-4) サイバー対策本部 の係長の職務 (12-5)・(12-6) (略) イ 主査の職務 (0-5)～(11-6) (略) (12-7)・(12-8) (略) (12-9) サイバー対策本部 の主査の職務 (12-10)・(12-11) (略)
5 5 級	(1) 班長又は主幹の職務 (0-1)～(12-3) (略) (12-4) (略)	5 5 級	(1) 班長又は主幹の職務 (0-1)～(12-3) (略) (12-4) サイバー対策本部の 主幹の職務 (12-5) (略)
6 6 級	(1) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 (0-1)～(12-5) (略) (12-6) (略) (2) 本庁の課長代理又は出先機関	6 6 級	(1) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 (0-1)～(12-5) (略) (12-6) サイバー対策本部の 管理官の職務 (12-7) (略) (2) 本庁の課長代理又は出先機関

	の課長の職務 (0-25)～(11-22) (略) (12-7)～(12-12) (略) (12-13)・(12-14) (略)
7 7 級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(12-5) (略)
(略)	

備考 (略)

イ～ケ (略)

コ 公安職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4 級	(1) 警察本部の係長の職務 ア・イ (略) ウ・エ (略) (2) (略)
5 5 級	(1) 警察本部の上席係長の職務 ア～エ (略) オ・カ (略)

	の課長の職務 (0-25)～(11-22) (略) (12-8)～(12-13) (略) <u>(12-14) サイバー対策本部の次席の職務</u> <u>(12-15) サイバー対策本部の課長補佐の職務</u> (12-16)・(12-17) (略)
7 7 級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(12-5) (略) <u>(12-6) サイバー対策本部の課長の職務</u> <u>(12-7) サイバー対策本部の理事官の職務</u>
(略)	

備考 (略)

イ～ケ (略)

コ 公安職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4 級	(1) 警察本部の係長の職務 ア・イ (略) <u>ウ サイバー対策本部の係長の職務</u> エ・オ (略) (2) (略)
5 5 級	(1) 警察本部の上席係長の職務 ア～エ (略) <u>オ サイバー対策本部の指導上席係長の職務</u> <u>カ サイバー対策本部の上席係長の職務</u> キ・ク (略)

	<p>キ 警察署の課長（天竜警察署及び細江警察署の警備課長に限る。）の職務</p> <p>ク・ケ （略）</p>		<p>ケ 警察署の課長（天竜警察署又は細江警察署の<u>生活安全課長、交通課長及び警備課長</u>に限る。）の職務</p> <p>コ・サ （略）</p>
6 6 級	<p>(1) 警察本部の課長補佐の職務</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 警察署の課長（警部のものに限り、第5項第1号<u>キ</u>及び第7項第2号<u>ス</u>に規定する職務にある者を除く。）の職務</p>	6 6 級	<p>(1) 警察本部の課長補佐の職務</p> <p>ア～オ （略）</p> <p><u>カ サイバー対策本部の課長補佐の職務</u></p> <p>キ 警察署の課長（警部のものに限り、第5項第1号<u>ケ</u>及び第7項第2号<u>ソ</u>に規定する職務にある者を除く。）の職務</p>
7 7 級	<p>(1) 警察本部の管理官の職務</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p>コ （略）</p> <p>サ 警察署の副署長（第8項第1号<u>サ</u>に規定する職務にある者を除く。）の職務</p> <p>シ～ソ （略）</p> <p>(2) 警察本部の上席課長補佐の職務</p> <p>ア～コ （略）</p> <p>サ・シ （略）</p> <p>ス 警察署の課長（三島、沼津、富士、清水、静岡中央、静岡南、磐田、浜松東及び浜松中央警察署の留置管理課長以外の課長並びに当該警察署以外の警察署の警務課長で警</p>	7 7 級	<p>(1) 警察本部の管理官の職務</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p><u>コ サイバー対策本部の管理官の職務</u></p> <p>サ （略）</p> <p>シ 警察署の副署長（第8項第1号<u>ス</u>に規定する職務にある者を除く。）の職務</p> <p>ス～タ （略）</p> <p>(2) 警察本部の上席課長補佐の職務</p> <p>ア～コ （略）</p> <p><u>サ サイバー対策本部の次席の職務</u></p> <p><u>シ サイバー対策本部の上席課長補佐の職務</u></p> <p>ス・セ （略）</p> <p>ソ 警察署の課長（三島、沼津、富士、清水、静岡中央、静岡南、磐田、浜松東及び浜松中央警察署の留置管理課長、<u>刑事第三課長及び交通第二課長</u>以外の課長並びに当該</p>

		部のものに限る。)の職務			警察署以外の警察署の警務課長で警部のものに限る。)の職務
8 級	8	(1) 警察本部の課長の職務 ア～ケ (略) コ 警察署の署長 (第9項第1号キに規定する職務にある者を除く。)の職務 サ (略)	8 級	8	(1) 警察本部の課長の職務 ア～ケ (略) <u>コ サイバー対策本部の課長</u> <u>(第9項第2号ウに規定する職務にある者を除く。)</u> の職務 <u>サ サイバー対策本部の理事官</u> <u>の職務</u> シ 警察署の署長 (第9項第1号クに規定する職務にある者を除く。)の職務 ス (略)
9 級	9	(1) 警察本部の参事官の職務 ア・イ (略) ウ～キ (略) (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長 (教養、監察、 <u>デジタル企画</u> 、 <u>人身安全少年</u> 、 <u>サイバー犯罪対策</u> 、 <u>通信指令</u> 、 <u>捜査第一</u> 、 <u>捜査第三</u> 、 <u>組織犯罪対策</u> 、 <u>交通指導</u> 、 <u>運転免許</u> 、 <u>警備及び緊急事態対策課</u> の課長に限る。)の職務 イ (略)	9 級	9	(1) 警察本部の参事官の職務 ア・イ (略) <u>ウ サイバー対策本部長の職務</u> <u>エ～ク (略)</u> (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長 (<u>会計</u> 、 <u>留置管理</u> 、 <u>教養</u> 、 <u>監察</u> 、 <u>人身安全少年</u> 、 <u>通信指令</u> 、 <u>捜査第一</u> 、 <u>捜査第三</u> 、 <u>組織犯罪対策</u> 、 <u>交通指導</u> 、 <u>運転免許</u> 、 <u>警備及び緊急事態対策課</u> の課長に限る。)の職務 イ (略) <u>ウ サイバー対策本部の課長</u> <u>(サイバー企画課の課長に限る。)</u> の職務
		(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。